

佐監第59号の4
令和8年8月17日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和7年度決算に基づく佐倉市健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度決算に基づく佐倉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和7年度決算に基づく佐倉市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 審査対象年度
令和7年度

第2 審査の期間

令和8年7月17日から令和8年8月14日まで

第3 審査の着眼点及び方法

- 1 審査に当たっては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第3条第1項により健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確に作成されているかどうか等を主な着眼点として実施した。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、確認、突合、質問等通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和8年8月5日に実施した。

第4 審査の結果

- 1 審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、正確に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	11.61
② 連結実質赤字比率	—	16.61
③ 実質公債費比率	2.4	25.0
④ 将来負担比率	—	350.0

※①②④については黒字であるため「—」で表示している。

- 2 各比率は早期健全化基準を下回り、良好と認められた。

令和7年度決算に基づく佐倉市資金不足比率審査意見書

第1 審 査 の 対 象

- 1 審査の対象となる比率
 - (1) 佐倉市水道事業会計資金不足比率
 - (2) 佐倉市下水道事業会計資金不足比率
 - (3) 佐倉市農業集落排水事業特別会計資金不足比率
- 2 審査対象年度
令和7年度

第2 審 査 の 期 間

令和8年7月17日から令和8年8月14日まで

第3 審 査 の 着 眼 点 及 び 方 法

- 1 審査に当たっては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第22条第1項により資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確に作成されているかどうか等を主な着眼点として実施した。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、確認、突合、質問等通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和8年8月5日に実施した。

第4 審 査 の 結 果

- 1 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、正確に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

会 計 名	令和7年度	経営健全化基準
① 水道事業会計	—	20.0
② 下水道事業会計	—	20.0
③ 農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※各会計とも資金不足が生じていないため「—」で表示している。

- 2 資金不足比率は資金不足に該当しないので、良好と認められた。